

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成21～26年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成21年度	243	126	1	0
平成22年度	225	210	3	16
平成23年度	406	284	0	0
平成24年度	742	567	8	13
平成25年度	298	87	0	0
平成26年度	288	136	0	0

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成21年度	243	242	99.6%
平成22年度	225	225	100.0%
平成23年度	405	403	99.5%
平成24年度	738	731	99.1%
平成25年度	297	290	97.6%
平成26年度	284	284	100.0%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成27年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成27年度	363	152	2	18
平成27年 4月～6月	75	23	0	0
平成27年 7月～9月	79	47	0	0
平成27年10月～12月	154	69	2	18
平成28年 1月～3月	55	13	0	0
平成28年度	292	112	0	0
平成28年 4月～6月	74	16	0	0
平成28年 7月～9月	88	30	0	0
平成28年10月～12月	69	31	0	0
平成29年 1月～3月	61	35	0	0
平成29年度	346	105	0	0
平成29年 4月～6月	85	21	0	0
平成29年 7月～9月	88	21	0	0
平成29年10月～12月	108	52	0	0
平成30年 1月～3月	65	11	0	0
平成30年度	109	26	0	0
平成30年 4月～6月	48	6	0	0
平成30年 7月～9月	61	20	0	0
平成30年10月～12月				
平成31年 1月～3月				

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成27年度	357	354	99.2%
平成27年 4月～6月	73	71	97.3%
平成27年 7月～9月	77	77	100.0%
平成27年10月～12月	152	151	99.3%
平成28年 1月～3月	55	55	100.0%
平成28年度	290	289	99.7%
平成28年 4月～6月	73	73	100.0%
平成28年 7月～9月	88	87	98.9%
平成28年10月～12月	69	69	100.0%
平成29年 1月～3月	60	60	100.0%
平成29年度	333	329	98.8%
平成29年 4月～6月	84	82	97.6%
平成29年 7月～9月	88	87	98.9%
平成29年10月～12月	101	101	100.0%
平成30年 1月～3月	60	59	98.3%
平成30年度	72	71	98.6%
平成30年 4月～6月	42	42	100.0%
平成30年 7月～9月	30	29	96.7%
平成30年10月～12月			
平成31年 1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

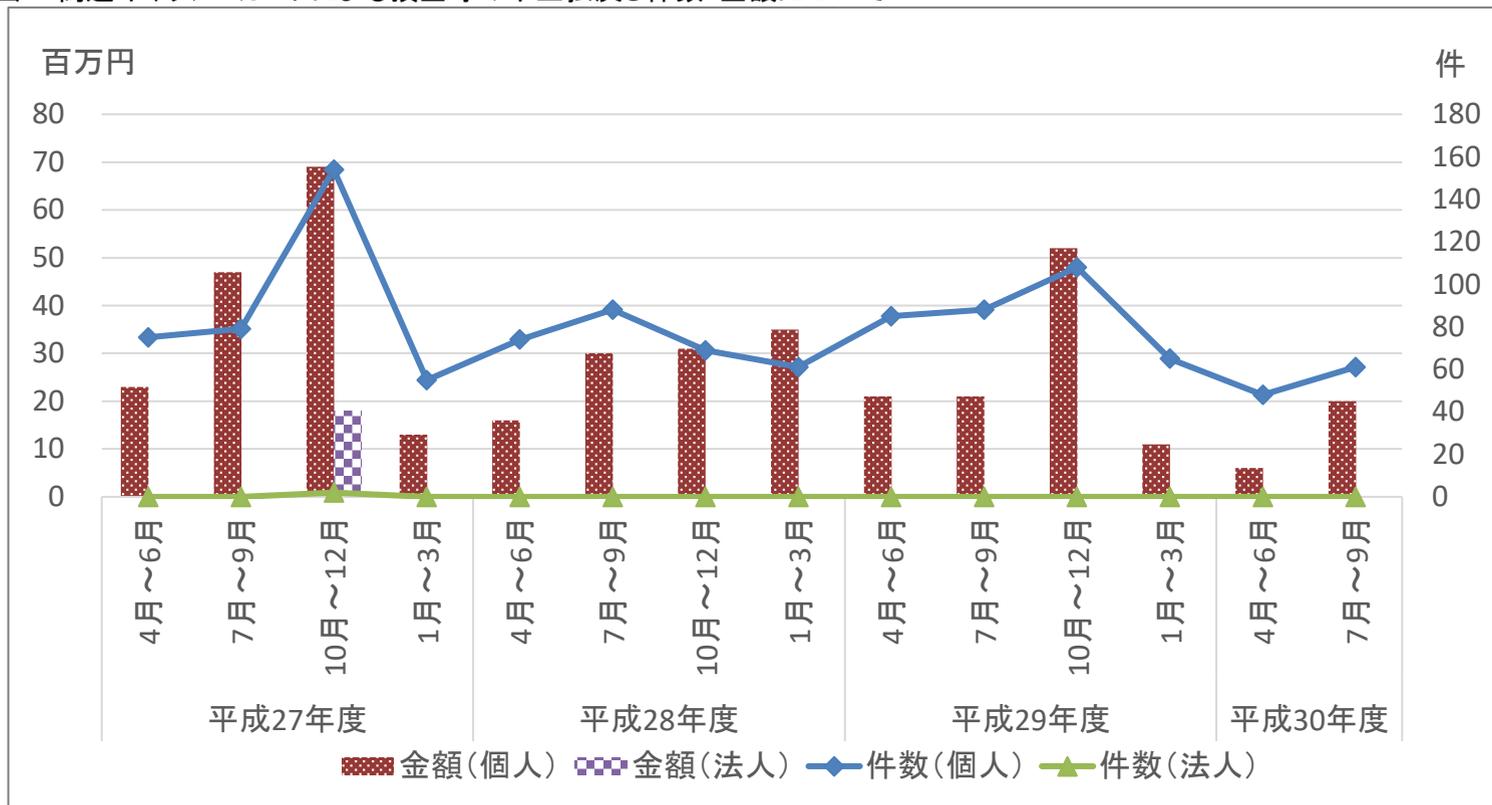
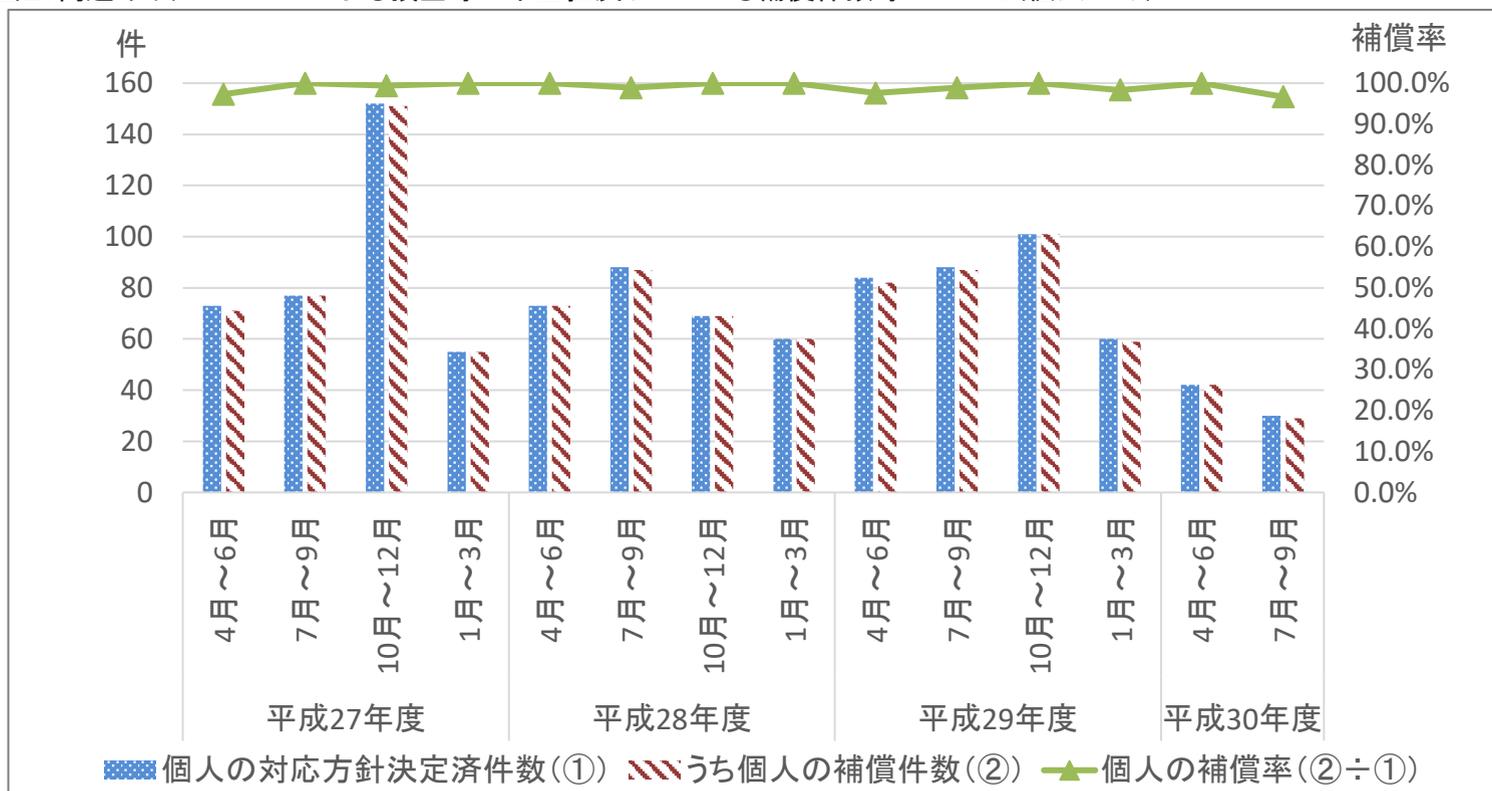


図2: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上